三〇　国土交通省定員規則の一部を改正する省令　二九　特5　七五

○環境省

六　国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令　二七　60　一八

七　一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令　二八　二

八　環境調査研修所組織規則の一部を改正する省令　二八　二

九　環境省定員規則の一部を改正する省令　二九　特5　七六

一〇　地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令　二九　特5　七七

一一　環境省組織規則の一部を改正する省令　二九　特5　七五

○防衛省

二　航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則の一部を改正する省令　二五　六

三　陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則の一部を改正する省令　二五　58　三三

四　自衛隊法施行規則の一部を改正する省令　二八　61　三二

五　自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令　二九　特5　七五

規則

○人事院

九―三〇―九四　人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則　一四　二

一四―一七―二　人事院規則一四―一七（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）の一部を改正する人事院規則　二五　58　三四

一四―一八―四　人事院規則一四―一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）の一部を改正する人事院規則　二五　58　三五

一四―一九―四　人事院規則一四―一九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）の一部を改正する人事院規則　二五　58　三五

一七―〇―一二八　人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則　二六　三

二―三―三八　人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則　二九　63　七二

二―一四―一五　人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則　二九　63　七三

一六―三―四六　人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則　二九　63　七四

○公正取引委員会

一　公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則　二九　特5　七八

○国家公安委員会

二　監察に関する規則の一部を改正する規則　一五　四

三　DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則　一五　四

四　警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則　二九　63　七四

○原子力規制委員会

一　試験研究用等原子炉施設等に対する妨害破壊行為等への対策の強化等のための試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則　一　39　一八

二　原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の一部を改正する規則　一四　三

三　原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則　二九　特5　七二

庁令

○海上保安庁

一　海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令　二九　二

訓令

○法務省

一　上陸審判規程の一部を改正する訓令　二七　60　一九

二　検察庁事務章程の一部を改正する訓令　二九　特5　七三

告示

○内閣府

二三　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件　七　二

二四―二八　国家戦略特別区域計画の変更を認定した件　七　二

二九　沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき特定販売施設及び旅客ターミナル施設を指定する件の一部を改正する件　一八　52　八

三〇―三一　参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件の一部を改正する件　二〇　54　八三

三二　特定駐留軍用地跡地を指定する件　二九　63　三七

三三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十条第三号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準の一部を改正する件　二九　特5　七五

三四　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示　二九　特5　七五

○内閣府、文部科学省、厚生労働省

一　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件　一五　49　二六三

○宮内庁

二　天皇皇后両陛下は京都府及び奈良県へ行幸啓になる件　五　四

三　天皇皇后両陛下は三重県へ行幸啓になる件　一八　三